

自由権規約第6回政府報告審査
自由権規約委員会による最終見解フォローアップ文書に対する分析評価報告書
情報提供要請
(仮訳)

パラ 1 3 死刑

E : 自由権規約委員会は、(最終見解のパラ 1 3 の (a), (b), (d) 及び (e) に関し、締約国が第 6 回政府報告 (CCPR/C/JPN/6) 及び事前質問票への回答 (CCPR/C/JPN/Q/6/Add. 1) において提供した情報を繰り返していることに留意し、委員会による勧告に反して、締約国が同勧告を実施しようとしなことを遺憾に思う。委員会は同勧告を繰り返す。

B 2 : (c) 委員会は、締約国が弁護側に検察側の全ての証拠への完全なアクセスを保障するよう、現行の証拠開示手続の仕組みを強化できていないことを遺憾に思う。また、拷問あるいは不当な処遇によって得られた自白が証拠として援用されないことを確保するためのいかなる措置もとられていないことについても遺憾に思う。委員会は、検察官が保管する証拠の標目等を記載した一覧表を交付する新しい仕組みを導入するための法案が議論されていることに留意する。委員会は次の情報提供を要請する。

- (i) 同法案可決に向けた進展 (市民社会の同議論への参加に関する情報含む)
- (ii) 新しい仕組みを適用するにあたって計画された基準及びそれが死刑を含めた全ての事案に適用されるか否か
- (iii) 被疑者の取調べの録音が同法案に含まれるか否か及び同法案が死刑の事案にいかにか適用されるか

パラ 1 4 慰安婦問題

B 2 : 自由権規約委員会は、締約国から提供された情報に留意するが、2014年7月23日の日本に対する最終見解 (CCPR/C/JPN/6) の採択以降に取った措置に関する情報 (日本がお詫びをし、元慰安婦のケアのために10億円の支払いを約束したとされる2015年12月の日韓合意に関する情報を含む) の提供を要請する。委員会は、また、次のために取った措置に関する情報の提供も要請する。

- (a) 全ての事案の調査、並びに加害者の訴追及び処罰
 - (b) 被害者及びその家族に対する完全な賠償
 - (c) 入手可能な全ての証拠の開示
 - (d) 被害者を中傷し又は事象を否定する試みの非難
 - (e) 教科書での言及を通じた生徒への教育
- 委員会は、委員会による勧告を繰り返す。

パラ 1 6 技能実習制度

B 2 : 委員会は、2015年3月に国会に提出された関連法案で提案されている変更を歓迎し、同関連法案の内容及び議論への市民社会の関与に関する情報を含めた同法案可決に向けた進展に関する情報提供を要請する。また、委員会は、低賃金労働者の雇用の慣行を避けるために、同法案が刑罰や実習生の最低賃金を規定しているか否かに関する情報の提供についても要請する。

C 2 : 労働搾取目的の人身取引事例やその他の労働法違反を捜査し、訴追し、制裁するための実地調査及び措置に関して、委員会は、現地調査の実施に際しての労働基準監督署や法務省入国管理局の努力を認識する。委員会は、2014年7月に委員会が最終見解(CCPR/C/JPN/CO/6)を採択して以降、実地調査の回数を増やすために取った措置についての情報提供を要請する。また、委員会は、ここ三年で実施された実地検査の回数、結果についての情報提供についても要請する。

C 2 : 独立した申立ての仕組の設立に関し、委員会はその勧告を繰り返す。

パラ 1 8 代替収容制度（代用監獄）及び自白強要

C 2 : (a) 委員会は、起訴前の勾留期間において、保釈といった勾留の代替手段が十分に検討されることを保障するためのいかなる措置もとられていないことを遺憾に思う。委員会は同勧告を繰り返す。

B 2 : (b) 委員会は、2015年3月に国会に提出された法案に留意する。同法案が、全ての事案において、逮捕時から弁護人を依頼する権利が保障されることを確保するようにとの委員会の勧告に完全に準拠しているかに関する情報も含め、同法案の進展に関する更なる情報を求める。委員会は締約国に対し、弁護人が取調べ中に立ち会うことを確保するため、締約国の立場を再検討することを要請する。また、委員会は、同法案に関する議論への市民社会の参加に関する情報提供についても要請する。

B 2 : (c) 委員会は、取調べの継続時間及び取調べの方法に係る厳格な制限をすためいかなる行動もとられたように見えないことに留意する。委員会は、取調べのビデオ録画に関する法案に関して提供された情報を認識し、同法案の進展、同法案の議論への市民社会の参加、同法案により設定されたビデオ録画の条件に関して、情報提供を要請する。同法案が、全ての取調べにビデオ録画が適用されることとされているか否かについてもお知らせ願いたい。

C 2 : (d) 委員会は、締約国が独立した不服審査メカニズムを設置すべきとの勧告を繰り返す。

【参考】委員会による政府のフォローアップ情報提供に対する成績評価

満足のゆく回答又は行動

A : 全般的に満足のゆく回答

部分的に満足のゆく回答又は行動

B 1 : 実質的な行動がとられたが、追加情報が必要

B 2 : 初期の行動がとられたが、追加情報が必要

満足のゆかない回答又は行動

C 1 : 回答はあったが、取った行動が勧告を実施するものではなかった

C 2 : 回答はあったが、勧告に関係しないものであった

委員会に協力していない

D 1 : 1 以上の追加勧告又は追加勧告の一部について回答がない

D 2 : (数度にわたり) 督促したが回答がない

取った措置が委員会の勧告に反する

E : 回答が委員会の勧告と逆行する措置がとられたことを示している

(了)